

令和6年1月31日

さいたま市PTA協議会 御中

調査報告書

さいたま市PTA協議会第三者委員会

委員長 新井 弘 明



委員 田中 富



第1 本調査の概要

1 調査の目的

さいたま市PTA協議会（以下「本協議会」という。）において、令和元年度から令和4年度にかけて「防災事業委託費」の名目で支出された金員について、支出に至る経緯や原因等を解明し、併せて、再発防止の対策等を提言することである。

2 調査の体制

前記調査の目的のために設置された第三者委員会（以下「当委員会」という。）の構成は、以下のとおりである。

委員長 新井弘明（弁護士）

委員 田中富一（税理士）

調査員 ■■■■■（弁護士）

3 調査の方法等

（1）開示資料

当委員会が検討した主要な書類は、本協議会から提供された資料及び当委員会において取得した別紙に掲げるもののうち、当委員会が有意と認めたものである。

（2）ヒアリング調査

当委員会は、関係者のプライバシー等に配慮の上、以下の者に対し、個別にヒアリング調査を行った。

事務局員C・元会長C

事務局員B

事務局員A

顧問税理士

なお、一部の者には複数回のヒアリングを実施した。

平成28年度から平成30年度にかけて会長であった元会長A氏（以下「元会長A」という。）と令和元年度から令和3年度にかけて会長であった

元会長B氏（以下「元会長B」という。）は、当委員会によるヒアリング調査に応じなかった。

また、防災事業委託費の支出先である株式会社 保険代理店（以下「保険代理店」という。）の支出時の代表取締役である代表A氏（以下「代表A」という。）、及び令和5年3月1日に代表取締役に就任している代表B氏（以下「代表B」という。）は、ヒアリング調査に対する協力依頼を謝絶した。

4 前提事項

当委員会は、与えられた条件のもとで最大限の調査を実施する努力をしたが、本調査は、強制的な調査権限ないし捜査権限に基づくものではなく、あくまでも関係者の任意の協力を前提として、限られた期間内において行った検討に基づく参考意見であり、法的検討を含め十分とはいえないものが含まれている可能性を否定し得ない。そのため、当委員会が収集した以外の資料等が存在し、新たな事実関係が発覚した場合には、本調査報告書と異なる結論に至る場合もあり得ることを付言する。

第2 事実関係

1 本協議会について

(1) 会の目的等

本協議会は、さいたま市内の国公立の小学校、中学校及び特別支援学校のPTAから構成されている団体である。基本的に各校PTAの会員が同会の会員とされている。

会則において、同会は、家庭、学校及び地域における最善の教育を目指し、PTA活動の発展と児童、生徒の福祉を増進することを目的としている。また、活動としては、講演会などの実施や関係機関との連携等が挙げられている。

(2) 役員等の選任

本協議会の理事等は、各区連合会において選出された各校PTA会長から選任される。

本協議会の会長、副会長及び監事の役員は、役員候補者推薦委員会において推薦され、通常、毎年6月に行われる総会において承認される。

会長及び副会長は、理事の中から選出されることになっている。

役員任期は1年であり、再任は可能であるが3年が上限とされている。

(3) 事務局

本協議会の事務局は、大宮区役所内に置かれており、2～4人程度（時期により異なる）のパートタイムの事務局員を雇用し、うち1名を事務局長としている。

大宮区役所内の事務局が唯一恒常的に本協議会において使用されている空間である。

(4) 運営

本協議会においては、年1回総会が開催される。当該総会が本協議会の最高の意思決定機関である。また、それぞれ月1回程度開催される常任理事会、理事会があるほか、正副会長会などが実施されている。

2 防災事業委託費に関する概略

(1) 本協議会において、令和元年度から令和4年度にかけて「防災事業委託費」名目で、**保険代理店**に対し、以下のとおり、合計1079万円が支出（以下「本件支出」という。）されていた。

ア	令和元年11月28日	143万円
イ	令和2年10月6日	176万円
ウ	令和3年6月4日	275万円
エ	令和4年4月11日	385万円
オ	令和4年4月12日	100万円

本件支出のうち、アないしウについては、本協議会の決算書に明記され、総会において決算の承認も得ていた。

(2) 平成28年から令和元年6月の総会までは、**元会長A**が本協議会の会長であり、同月から令和4年6月までは、**元会長B**が本協議会の会長であった。

上記「防災事業委託費」は、いずれも**元会長B**が会長の任期中に支出されている。ただし、**元会長B**の前の会長であった**元会長A**は、特別委員会委員長や顧問、その後は委員会の委員などで本協議会に対する関与を続けており、事実上、本協議会において大きな影響力を有していた。

元会長Aは、自身の任期中から、防災事業を行いたいという意向を示していたこともあり、防災事業委託費については、本協議会の事務局等の間では、**元会長A**が管理監督しているものだという認識があった。

(3) 本件支出のうち、総会において決算の承認もされているアないシウについては、少なくとも当委員会で調査を行った範囲では、どのような事業に支出されているのかだれも確認しておらず、また、疑問にも思っていなかった。もっとも、当委員会のヒアリング調査に応じなかった**元会長B**及び**元会長A**両名がどのような認識であったかについては不明である。

3 本件支出の経緯等

(1) 本協議会の財産は、小口の現金以外は複数の本協議会名義の預金口座において管理され、その通帳や銀行印は、当時事務局長であった**事務局員A**（以下「**事務A**」という。）が、退職する令和4年3月ころまで、全面的に管理していた。

本協議会の口座については、主に使われている口座については、令和4年5月まではキャッシュカードは作成されておらず、記帳など以外は銀行窓口にて行う必要があった。そのため、**事務A**が在職中は、**事務A**が銀行に出向いて振込等を行っていた。

また、本協議会の会計についても、**事務A**が全面的に担っていた。入出金等を表計算ソフトに入力する単式簿記の方法で管理していた。

(2) 防災事業委託費としての最初の支出は、令和元年11月28日の143万円である。

同日ころ、前会長**元会長A**は、本協議会事務局を訪問し、事務局にいた**事務A**に対し、振込先銀行口座が記載されたメモを渡し、金額を口頭で伝えて送金の指示をした上、消費税も加算するよう念を押した。

元会長Aが**事務A**に対し、口頭でどのような説明をしたかは不明であるが、**事務A**は、送金先の**保険代理店**という会社は聞いたことはなかったものの、**元会長A**の説明により、上記送金は、保険の代理店に一時的に預けて、ある程度額が貯まったら防災に関することで子どもたちに還元するものだとして理解した。

事務Aは、**元会長A**に対し、予算案に計上もされていない支出なので問題がある旨を少なくとも一度は述べたものの、結局は、**元会長A**の指示どおりに送金を行った。

なお、「防災事業委託費」という名称は、令和元年度の決算に計上するにあたり、**事務A**が自身の理解に基づいて付した名称である。

- (3) 防災事業委託費は、令和2年度の予算においては、保険口座予算の児童・生徒ワイド補償制度において130万円の予算が計上された。

当時は、事務局長の**事務A**が前年度の予算及び決算を見て、こういった動きがあったかを踏まえて次年度の予算組みをし、最終的には**元会長A**が確認をして決めていた。会長は**元会長B**になっていたが、**元会長B**が口を挟むことは基本的になかった。

- (4) 令和2年10月6日の176万円及び令和3年6月4日の275万円の各送金については、**元会長A**が**事務A**に対し、電話にて指示をした。

令和2年10月6日の送金については、**事務A**から**元会長A**に対し、請求書を送金先の代理店からもらうよう複数回求めたが、結局、**元会長A**から提出されることはなかった。

- (5) 防災事業委託費を含む本協議会の決算報告は、各年度の総会において問題とされることはなく承認された。

なお、令和2年度の総会は、コロナの影響により書面にて行われた。

理事会及び常任理事会においても、議事録を確認する限り、これらの防災事業委託費について検討がされたことは窺われない。

- (6) 令和4年3月末、**事務A**が本協議会を退職した。自己都合退職ではなく、かといって解雇されたわけでもなく、**元会長A**らに年度末に退職するものとして扱われ、退職することとなった。

事務Aは、長年勤務してきた責任感もあり、令和3年度の決算は作成したいと申し出たが、**元会長A**と**元会長B**から拒否された。

本協議会の会計等は事務局の**事務局員B**（以下「**事務B**」という。）が引き継ぐことになったが、従前どのような処理をしていたかなどの説明は行われなかった。引き継ぎがされなかったため、手探りで処理することになり、同年4月初旬には事務局の業務に混乱が生じていた。

事務Aとしては、何年も一緒に仕事をしていたのでやり方は分かっているだろうとの認識であった。

本協議会の通帳及び銀行印について、管理状況が明確でない時期が生じているが、遅くとも同年4月11日までは事務局に戻っていた。

同日に事務局から通帳及び銀行印を持ち出した**元会長B**と**元会長A**の2人で銀行に出向き、両名が関与する形で本協議会の口座から現金100万円が出金され（前述オ）、同日、同口座から**保険代理店**に対して385万円が送金された（前述エ）。

本協議会の通帳及び銀行印は、同年6月の総会の前ころまでは**元会長B**がそのまま保管を続けていたようであるが、その後は**元会長B**から事務局に戻された。

この間の令和4年5月12日、本協議会において主に使われている口座についてキャッシュカードが作成された。ただ、どのような経緯で、だれが銀行に出向いて作成したのかは、本協議会事務局に記録としては残されておらず、判然としない。

(7) 本協議会に戻された通帳を事務局が確認したことで、上記100万円の出金が判明した。振込依頼書があったことから、**保険代理店**に対する385万円の送金については、直ちに問題となることはなかった。

事務局から100万円の趣旨について問われた**元会長B**は、「**元会長A**が持って行った」趣旨の返答をし、どういうことか聞かれても「おれは知らない」という返答であった。

(8) それからしばらくは、本協議会が令和4年9月に行われた指定都市PTA情報交換会さいたま市大会の準備に追われていたため問題になることはなかったが、同年7月ころ、事務局が**元会長A**に対して領収書の提出を求めた際には、上記大会が終わったら耳を揃えて提出する旨の返答をした。

もともと、本協議会は、領収書の提出に意識が向いており、防災事業委託費がそもそも何なのかという問題意識はこの段階ではみられなかった。

(9) 一向に**元会長A**から領収書の提出はなく、令和4年9月ないし10月には、本協議会の会計顧問税理士**顧問税理士**（以下「**顧問税理士**」という。）から、同年6月から会長になった**元会長C**氏（以下「**元会長C**」という。）に対し、同年10月20日までに領収書の提出を促す連絡があった。

そこで、**元会長C**は、**元会長A**に対し、同年10月20日を期限として領収書の提出を求めたが、結局、同期限までに提出はなかった。その後、再三の督促の末、同年11月末ころ、**元会長C**に対して提出された。

ところが、出金から半年以上経過して、ようやく提出された領収書（以下「本件領収書」という。）は、**保険代理店**を作成名義人とするもので、本協議会宛、金額100万円、日付は「R4. 4. 12」、但し書きの記載もない1枚のみだった。

元会長Cは本件領収書について理事会に諮る必要があると考えたが、**元会長A**に止められた。しかし、結局、令和4年12月14日の正副会長会にて報告をした。同会において、領収書には疑問点がある上、そもそも防災事業委託費がどういったものか、会長である**元会長C**も分かっていなかったため、理事会に報告することとなった。

(10) **事務A**のあとに事務局において会計等を担当していた**事務B**が令和4年12月をもって本協議会を退職した。

同人は、退職の理由は、防災事業委託費を含む本協議会の経理等に関して、**元会長A**から暴言や恫喝を受けたことが原因だと述べている。

(11) 令和5年1月11日に開催された常任理事会において、令和4年12月に退職した元事務局**事務B**が残した文書が取り上げられ、同文書においては、防災事業委託費等についての指摘がされていたこともあり、本協議会として問題を認識するに至り、第三者委員会の設置をすることとなった。

(12) 令和5年2月2日、正副会長会に**元会長A**及び**元会長B**が出席し、**元会長A**から防災事業委託費についての説明が行われた。

趣旨が明確でない発言が多いものの、**元会長A**の説明の概要は以下のとおりである。

児童・生徒ワイド補償制度の契約が好調で、AIG損害保険株式会社(以下「AIG損保」という。)から制度維持費を本協議会に対してもっと支払えるという打診があった。制度維持費を多く受け取らなくても、保険の死亡補償が10万円から20万円程度増えるだけということで、それならばと制度維持費をもっと受け取ることにした。

増えた収益は、防災事業に使いたいと考えた。

理事会の運営が順調にいかなかったため、防災事業を行う際には支出してもらう約束で**保険代理店**に本協議会から支出した。

同社との間の契約書については**元会長B**のところにもないだろうし、自分のところにもない。

課税事業者になってしまうと大変なので何とかするよう**顧問税理士**に言われて対応した。防災事業をするためには1000万円が必要だが、(令和4年)3月31日にあらゆる口座のお金をおろして、残高は800何十万円だった。防災事業をするには足りないのが、新潟の大会に480万円かかったのが、そのくらいの金額を考えていて480万円を支出した。令和4年4月の出金を100万円と385万円を分けたのは、

顧問税理士より、税金が80万円くらい発生する可能性があると聞いたため、100万円は残せるようにした。

事務Aや事務Bに事務局の椅子や机の備品を勝手に買われた。お金が足りないが、払えないというわけにはいかないなので、使ってはいけないお金から支払っている。

- (13) 当委員会において確認したところ、顧問税理士は、元会長Aに対して税金80万円などといった話はしたことがないとのことだった。

事務局長を勤めていた事務Aは、防災事業委託費から事務局の机などを出金したようなことはないし、そうした確認を元会長Aから確認されたこともないとのことだった。

事務局の備品は、大宮区役所内の移転に伴って入れ替えられたが、移転が令和元年5月であるところ、令和元年度決算において、備品費として、本協議会決算において63万5301円、保険口座決算において42万3534円が計上されている（前年度の備品費は、それぞれ約6万円と約3万円である。）。なお、防災事業委託費の最初の支出は令和元年11月であった。

- (14) 本協議会は、保険代理店に対し、令和5年2月10日付の「書類ご送付のお願い」という文書を送付した。当該文書は、防災事業委託費について、本協議会では見つからない契約書等の資料提供を求める内容である。

そうしたところ、同月16日、保険代理店 代理人弁護士 氏から文書（以下「本件回答文書」という。）による回答があり、契約書類等については一切触れずに、1079万円の返金の申出があった。そして、実際、同月17日に本協議会口座に送金されることにより返金された。

本件回答文書には、以下の内容の記載があった。

保険代理店は、「貴会からPTA会員である児童の自転車保険契約について代理保険会社として事務処理を行っていました。」

令和元年、貴会においては、児童のために会員から預かっている金銭を児童の防災に関する意識向上事業や防災備品の購入、児童向けのイベント開催費に充てることは出来ないかということとなり、当社がその意向を受けて令和元年11月より、費用として下記の内容で金銭を預かりました。

令和元年11月28日	143万円
令和2年10月6日	176万円
令和3年6月4日	275万円
令和4年4月11日	385万円
令和4年4月12日	100万円
合計	1079万円

ところが、ご承知のとおり令和2年コロナ禍に突入しイベント開催が困難となるばかりか、イベント開催費や事業費の高騰により、予定していた事業は頓挫して現在に至っている次第です。

「今後も、児童向けのイベント開催の見通しはたっていません。そこで、一旦お預かりした金銭を全額返金いたします。」

「なお、預かり金の額については、精査の上、疑問があれば、今後とも誠実に対処いたします。」

「本件についてはご迷惑おかけしました。」

(15) ■■■■■ 保険代理店 ■■■■■ は、令和5年3月7日の登記で、唯一の役員として取締役及び代表取締役であった代表Aが退任し、代表Bが取締役及び代表取締役に就任している。

また、同時に本店所在地が「埼玉県さいたま市中央区■■■■■」から「埼玉県さいたま市岩槻区■■■■■」に変更された。

なお、元会長Aから本協議会に提出された「R4.4.12」付の100万円の本件領収書に記載されていた同社の所在地は、令和5年3月7日の変更後の本店所在地である。

(16) 本件回答文書では、**保険代理店** は、本協議会の保険業務に関与していることを窺わせる記載があったが、本協議会の事務局員らの中に**保険代理店** の名前を聞いたことがある者はいなかった。

本協議会の**元会長C** は、自身は全く**保険代理店** とは関わりはないが、**元会長B** から**保険代理店** の名刺を見せてもらったことはあり、また、**元会長B** から、同氏が会長に就任したころに一度だけ**元会長A** に**保険代理店** の社長に会わせてもらったことがあるという話を聞いたことがあるとのことだった。

元会長C は、本件領収書の提出を督促する中で、**保険代理店** に直接問い合わせることも考えたものの、**元会長A** からそれはしないよう求められていた。

(17) ところが、当委員会の調査も終盤を迎えた令和5年11月になり、**保険代理店** が本協議会の児童・生徒ワイド補償制度に代理店として関与していることが判明した。

それも、共同保険会社のうち、分担割合70%を占めるAIG損保においては、AIGパートナーズ株式会社（以下「AIGパートナーズ」という。）に次ぐ代理店となっており、25%の分担割合を指定されている、あいおいニッセイ同和損保保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和損保」という。）に至っては、**保険代理店** が単独でその代理店となっていた。

なお、残り5%を占める東京海上日動火災保険株式会社については、**保険代理店** は代理店となっていなかった。

(18) 本協議会関係者において、児童・生徒ワイド補償制度等に関し、AIGパートナーズ以外にどのような代理店が入っているか自体、把握している者はいなかったため、**保険代理店** について何も分かっていなかった。

しかも、**保険代理店**は、当時の本協議会会長であった**元会長A**が保険会社に要望をして児童・生徒ワイド補償制度の代理店に入ることになったという経緯も判明した。

なお、本協議会においては、『「児童・生徒ワイド補償制度」内規』が平成18年6月17日から施行されており（平成26年5月15日より改正施行）、同内規第5条において、委託業者からの利益供与を受けること及び理事による利益誘導を排除等する旨規定されている。

詳細は不明であるものの、代理店手数料がなく、かつその他の見返りもないということは考え難いことからすると、代理店手数料以外の見返りがない限り、相当額の代理店手数料が保険会社から**保険代理店**に対して支払われていると考えられる。

- (19) 令和5年5月15日ころ、**元会長A**が「辞任届」を、**元会長B**が「辞任願」2通を、それぞれ本協議会事務局宛に郵送する方法によって提出した。

いずれも手書きで「今般 一身上の都合により」それぞれの本協議会の職を「辞したく、取り計らいのほど、何卒宜しくお願い申し上げます。」と記載され、**元会長A**については「ご迷惑をお掛け致します。」、**元会長B**については「御迷惑をお掛け致しました。」との記載がされ、それぞれ日付、住所氏名が記載され、押印がなされている。

- (20) 当委員会から、令和5年7月31日付の文書にて、**保険代理店**に対し、代表者**代表B**、当時の代表者**代表A**及びいたようであれば担当者のヒアリング調査の協力を依頼したところ、**保険代理店**代表取締役**代表B**名義で以下のような返信があった。

「疑義を問われたことから、預かりした業務委託費1079万円については全額返金しております。

当社としては、返金により紛争が終結するのであればと思い要求通りに金額を返金しました。事業は中止となったものの事務作業など一部行った

事実もありましたが、PTAという公益団体の要請であったことから、紛争解決のために費用請求等、当方の主張を控えました。

ですので、今般、このような調査要請に対し当方としては応じかねます。」

代表Aについての回答はなかったため、当委員会は、同人に宛てて調査依頼の文書を送付したところ、**保険代理店** から、同内容の文書で末尾に「前代表取締役 **代表A** 」と追記された回答があった。

(21) 当委員会から、令和5年8月28日付文書にて、当時の本協議会会長**元会長B** に対し、ヒアリング調査を依頼する文書を送付したが、一切連絡はなかった。そこで、ヒアリング調査に応じられない場合は他の証拠から事実を認定することになる旨を記載した同年9月11日付文書にて再度協力を求めたが、それでも一切連絡はなかった。

次に、**元会長A** に対し、令和5年9月25日付文書にて同様にヒアリング調査を依頼する文書を送付した。しかし、やはり一切連絡がないため、同様に、ヒアリング調査に応じられない場合は他の証拠から事実を認定することになる旨を記載して、同年10月10日付文書にて再度協力を求めたが、こちらも一切連絡はなかった。

ところが、**元会長A** から、当委員会に対し、同年11月7日付の文書が届いた。

同文書は、自身が務めた3年間の会長としての取り組みなどに触れた上で、防災事業委託費については以下のように記載されていた。

既に、令和5年2月に当時の**元会長C** はじめ正副会長の皆様に、私の知る限り説明させていただきました。もちろん、防災委託費に関しても、適正な手続きのもと計上されたものと説明しております。なお、執行当時の理事であった方々の中には、今年度の理事、事務局職員の方々もいらっしゃいますので、それらの方々も十分ご存じかと思えます。改めて私が説明することは不要と考えますので、協力要請に応じかねます。

なお、**元会長A**が既に説明を行ったとする令和5年2月の正副会長は、前記令和5年2月2日の正副会長会と考えられる。

第3 本件の分析等

- (1) 当委員会は、本協議会の諸問題等の解決に関する規定に基づいて設置されたものであり、前記のとおり、強制的な調査権限ないし捜査権限に基づく調査を行うことはできない。

そのため、本調査において問題の核心に位置する人物である**元会長A**及び**元会長B**がヒアリング調査に応じず、**保険代理店**代表者は調査依頼を謝絶しているが、同人らについて、強制的にヒアリング調査を実施することはできない。

事案解明という観点からすると不十分である。もっとも、自身が何年にもわたり主要な立場で関与してきた団体に関する調査依頼に応じず、あるいは合理的理由がないにもかかわらず、明確に回答しようとしなない姿勢自体が看過できないひとつの事実である。

- (2) 当委員会の調査によると、**元会長A**は、遅くとも、会長としての3年の任期の最終年となる平成31年ころには、本協議会において強い影響力を有していたことが認められる。

総会において承認される予算及び決算についても、事務局長と前会長である**元会長A**とで相談して作成されるなどしており、年度によってはコロナの影響があるにしろ、そうして作成された予算案について他の関係者によって十分に検討された様子は窺われなかった。

元会長Aは、会長の任期終了後も顧問や委員会の活動などを通して強い影響力を維持し、本協議会の私物化といってもいいような状況が認められた。

本件の一番の原因は、そうした状況を生じさせてしまったことである。

- (3) 前述したとおり、本件支出のうち4件は、**保険代理店**に対する送金であり、残り1件の現金での支出も、**元会長A**から本協議会に対し、

保険代理店 を作成名義人とする本件領収書が再三の督促の末に提出されている。

保険代理店 に対する送金は、当時の事務局長であった 事務A に対して 元会長A が指示したことに端を発し、令和2年及び令和3年の送金も同様であった。

そもそも、 保険代理店 は、 元会長A が各保険会社に対して要望することで保険会社の代理店として関与することになっており、 保険代理店 と 元会長A との間に何らかのつながりがあることが認められる（なお、 保険代理店 の設立は、登記記録上、平成28年2月とされている一方で、 元会長A の要望により同年度には 保険代理店 があいおいニッセイ同和損保の児童・生徒ワイド補償制度の代理店となっており、設立時期と代理店となった時期は、偶然とは思えないほどに近接している。）。

他方で、当委員会がヒアリングを行った事務局員及び元事務局員にも 保険代理店 の名前を本件に関する以外で見聞きしたことがある者はおらず、 元会長A 以外では同社とつながりが認められる者はいなかった。

このような事情等からすると、本件支出は、全体として、 元会長A が主導的な立場で行われたことが認められる。

- (4) 防災事業委託費について、契約書類等は発見されなかった。もっとも、この点については、存在した文書が存在しなくなったというよりも、そもそも作成されていない可能性がある。

令和5年2月2日の正副会長会において、 元会長A は、 保険代理店 との契約書類についてなくなったとの趣旨の発言をしている。しかし、 保険代理店 と接点があるのは 元会長A のみである状況において、契約書類が存在したということ自体をだれも確認できていない。

本協議会の事務局の移転に伴って紛失した可能性も否定できないが、移転は令和元年5月には行われているところ、防災事業委託費の最初の支出

は同年11月28日であったことなどからすると、移転時に契約書類が既に存在していた可能性は低い。

なお、**保険代理店**は、本協議会からの契約書類等の資料提出を要望する文書に対し、契約書類の有無等については一切回答せず、一方的に返金している。

- (5) 防災事業委託費に限らず、本来は、事前に理事会等で諮った上で支出されるべきであり、そうした適切な手続が踏まれずに支出されてしまっていることは言うまでもなく問題である。

ただ、この点の問題はこれにとどまらず、そもそも本協議会の体制として、いくら以上の支出であれば理事会の承認が必要となるかなどの手続が明確になっていなかったことである。事後に振り返れば、理事会も通さずに用途の不明瞭な金員の支出がされていたことになるが、他方で、理事会を通さなければならないという明確な手続規定があるわけでもなく、すると、形式的には内部の手続規定に違反した支出であるとは必ずしも認められないことになる。

事務局においては、事務局の判断で日々の細々とした支払を行うことは当然あるが、金額が大きくても例年ある支払いの場合は、事務局の判断で行われていた。

事務局において判断に迷う場合、基本的には会長に電話をして確認していたようであるが、**元会長B**が会長だった期間においては、**元会長B**に尋ねても要領を得なかったため、結局、**元会長A**に確認するようになっていた。

こうした背景が本件に影響していたことは否定し難く、内部的な手続の確立が必要である。

- (6) 本協議会では、支出についてのチェック機能が働いていなかったため、予算になかった防災事業委託費の支出が問題視されることはなく、むしろ同年の支出が既成事実となり、翌年以降は予算にも計上されるという形で継続された。

元会長Aが主導した支出だったからチェックされなかった可能性はないではないが、それ以前の問題として、本協議会の理事会や常任理事会の議事録を見る限り、それらの会において、支出の内容を含めた本協議会の業務の内容や妥当性等を確認するといった発想は窺われなかった。

- (7) 防災事業委託費の支出について、元会長Aが何を意図して行ったのかは、元会長Aが当委員会のヒアリング調査に協力しなかったため、不明である。

本件発覚後の正副会長会においては、前述のとおり、防災事業を行うために積み立てるつもりで預けたという趣旨の発言があり、これと同趣旨の保険代理店からの本件回答文書もある。もっとも、保険代理店、元会長Aの指示によって送金された当の送金先であり、そうした経緯などからすると、同趣旨の回答になるのは自然であり、このことのみをもって、その回答内容の信用性を増強するとは言い難い。

防災事業委託費を原資として、具体的な企画がなされた事実は認められなかった。他方で、保険代理店が受領した金銭をどのように扱っていたかは分からないため、本協議会の防災事業に使用する目的だったという主張については、肯定できる事情も、否定できる事情もない。もっとも、後述するとおり、本協議会の会計上は、防災事業に使用する目的だったというのが仮に真実だったとしてもあってはならないことである。

- (8) 防災事業委託費とされる出金の中にあって特徴的なのが、令和4年4月11日に本協議会の口座から現金によって出金された100万円である。

元会長Bと元会長Aが連れ立って銀行に赴き、出金した100万円の現金を元会長Aが持ち去ったようである。

元会長Aは、本協議会から再三の督促を受けた末、令和4年4月12日付の本件領収書を提出した。同書が同日付で作成されていたとすれば、半年以上もの間、本協議会からの再三の督促を受けながらも、本協議会に提出しなかったことになるが、この点についての合理的な説明はなく、不可解である。

加えて、前述の正副会長会において、**元会長A**は、**顧問税理士**から税金が80万円かかる可能性がある話をされて、それを踏まえたという趣旨の説明をしている。もっとも、**顧問税理士**は、そうしたやりとりを否定している。そもそも、納税が必要になるからといって、**元会長A**が本協議会の口座から現金を出金して個人で保管しなければならない理由は窺われない。

元会長Aが当委員会のヒアリング調査に応じなかった事実も踏まえると、**元会長A**が本協議会の防災事業に支出する目的で現金100万円を持ち出したとは認定し難い。

(9) 他方、本件に関する**保険代理店**側の対応も不可解である。

本協議会からの資料提供を求める問い合わせに対し、一方的に全額の返金を申し出て、実際に返金をした。

本協議会からの問い合わせ以前には、本協議会と**保険代理店**とが連絡をとることはなかったことからすると、通常であれば、尋ねられたことに答えるという当たり前のことをするであろうし、仮に質問の趣旨が判然としないのであれば、質問の趣旨を確認するために本協議会に連絡をするが通常であろう。

ところが、そうしたこともなく、質問にも答えずに謝罪の言葉とともに一方的に返金を申し出ている。

本協議会は、**保険代理店**に対し、基本的には消費税を含めた金額を支払っているようであり、少なくとも**保険代理店**の側では相応の納税もしていると考えられるが、**保険代理店**からの回答には、そうした事実などについても一切触れていない。

しかし、**保険代理店**の本件回答文書にあるイベント開催費として預かったのであれば、本協議会の都合に**保険代理店**が協力していたということであり、急いで返金する理由も、謝罪する理由もない。

そもそも**保険代理店**がいかなる理由で本協議会からの防災事業委託費の送金を受けることになったのか、そして、なぜ今回のような本件回答文書を出したのかは、当委員会による調査依頼を**保険代理店**

が謝絶したため不明であるが、**保険代理店**が本件回答文書に記載したとおりの趣旨で防災事業委託費を預かっていたことを認定することは、上述のとおり、不自然、不合理な点があり、困難である。

(10) 本件支出1079万円は、結果的にはその全額が返金されたものの、本協議会における問題ある支出がそれに限られると断定することには躊躇を覚える。

具体的に特定できるようなものはなかったものの、例えば、**保険代理店**からの本協議会に対する本件回答文書では、わざわざ「預かり金の額については、精査の上、疑問があれば、今後とも誠実に対処いたします。」旨記載しており、**保険代理店**が当委員会の調査依頼を謝絶したためにその意図を質すことはできなかったが、あたかも1079万円以外の請求が行われることを想定しているかのような文言がある。

本来は、本協議会において防災事業委託費以外にも不適切な支出がないかどうか洗い出しなどを行うべきであるが、洗い出しが行えるような資料が適切に保管されていないという問題がある。言うまでもなく、本協議会の今後の改善すべき点である。

(11) 本件支出に関する関与が不明瞭なのが**元会長B**である。当時の会長であり、当然、任期中の出来事について第一義的に責任を負うべき立場である。

防災事業委託費について、**元会長A**が説明していた外部に積み立てているといった話は知っていたようであるが、**元会長B**が**保険代理店**とつながりを持っていたのかなどは不明である。

元会長Aが主導する中で、傀儡として存在していただけなのか、それとも、より積極的な関与があるのか不明であるが、いずれにしても、会長としての立場に関し、防災事業委託費の具体的な内容を把握している様子がないなど会長としての役割を果たしていなかったことは間違いない。

本件発覚後の令和5年5月には、**元会長A**と連れだって「辞職願」なる文書を本協議会に提出しており、本協議会に関することは、未だに**元会長A**と行動を共にしている様子が窺える。

(12) 本件のような問題を生じさせてしまった背景には、日々の会計処理が適切に行われていなかったという点もある。

前述のとおり、本協議会の会計処理は、事務局長であった**事務A**が単独で担っていたが、簿記資格などを有していたわけではなく、その方法も単式簿記だった。

事務Aは、責任感を持って業務に従事していたとは認められるものの、本協議会の収入が会費と補助金程度だったころならともかく、相当の保険事務手数料収入が生じてしまっている状況では複式簿記によることが必須であり、明らかに不相当な会計処理となっていた。

本協議会には、複数の銀行口座があるが、単式簿記であるため、口座の入出金と連動させた管理が適切に行われていなかった。

(13) 防災事業委託費が仮に**元会長A**が説明するような預け金だったとしても、本協議会において会計上適切に処理されておらず、また、税務申告内容にも明らかに問題がある。

言うまでもないことであるが、防災事業委託費は、保険事務手数料収入を得るための費用には当たらないため、保険口座決算書上の費用として計上することはできない。また、実際には何ら事業を行っていない預け金という面で見ても、預け金は資産勘定であり、費用計上することはできない。

後述するように、本協議会の税務申告の問題点は防災事業委託費のみではなく多数に及ぶが、防災事業委託費に限って言えば、架空の費用計上により法人税等の所得金額が圧縮されてしまっている。他の修正点と合わせて修正申告が必要である。

(14) 以上のとおり、本協議会における「防災事業委託費」を名目とした本件支出については、元会長である**元会長A**主導で行われ、一貫して**元会長A**の影響下に置かれていたことが認められる。

また、**元会長A**が説明するような、本協議会として防災事業を行うために外部に預けていたという点については、仮にその説明が真実だとしても、

会計上及び税務申告上問題があるし、そもそもその説明を裏付けられるような事実もなかった。

他方で、**保険代理店** から1079万円が返還されており、何者かによる横領や背任等があった証拠も見当たらなかった。もっとも、お金が戻ってればいいのかというと、そういう話ではない。返金は補填の問題に過ぎず、起きていた問題がなかったことになるわけではない。

当委員会の調査範囲としては防災事業委託費として支出された1079万円とされているが、本協議会で起きた問題が本当にこの範囲にとどまるのかについては疑問も残る。

本件は、**元会長A**や**保険代理店**などが揃って当委員会の調査に応じなかったことで、本協議会から支出された金員の具体的な流れなども不明のままである。

法律的には、**元会長A**らには、当委員会の調査に応じなければならない義務はない。しかし、自らが何年も関わってきた会の調査に2人の元会長が揃って応じないというのは、理解に苦しむところである。何らかの意図があると考えられても仕方がないといえる。当委員会が強制力のある調査を実施できないことを承知しての対応であるとも考えられる。

結局のところ、未解明の重大な疑惑は残されているということである。

当委員会による明快な結論を期待する声には答えられなかったかもしれないが、一部の関係者により調査に応じないという対応がとられたことにより疑惑が残るという結論が得られたのである。

本協議会においては、当委員会の調査結果を踏まえて今後の対応を検討してもらいたい。

第4 問題点、対応策又は改善の方向性、再発防止策等（防災事業委託費以外を含む）

（1）長期にわたる関与の防止等

本件が起きてしまった一番の原因としては、特定の人物より本協議会が私物化といってもいいような状況が生じてしまったことである。まず考えるべき必要があるのは、特定の人物又は集団による私物化を生じさせない仕組みを作ることである。もっとも、団体の私物化というのは、本協議会に限らず、様々な法人等で一般的に起きてしまう現象ではあり、それに対する特効薬的な対策は残念ながら存在するわけではない。

本協議会は、PTAという性質上、子どもの年齢による区切りがあるため、それを過剰な長期政権が生じないようにする手がかりにすることは考えられる。

また、本協議会の内部的な対応には限界もあるため、問題が発生したと考えられる場合に外部に相談又は通報できる窓口を設けることも考えられる。その場合は、会則において、本協議会に対し、当該外部機関等が然るべきと考える措置をとることができる権限を付与するといったこともあり得る。

(2) 利益誘導禁止の実効性強化等

多くの場合、団体の私物化は、個人的なつながりのある業者等に対する利益誘導の形を生じやすいところ、本協議会については、遅くとも平成28年度には児童・生徒ワイド補償制度についての保険会社の代理店選定において元会長Aの影響力が行使されている。

本協議会が望むと望まないとに関わらず、児童・生徒ワイド補償制度は多額の代理店手数料という利権を生じさせていることから、本協議会はその点を強く意識する必要がある。

現時点において、比較的金額の大きな利権は、代理店手数料であるため、その変更や動静を注視することにより、私物化の兆候をつかめる可能性もある。

利益誘導に関しては、前述のとおり、本協議会には内規があるものの、その条項は十分とは言えないため、今後は条項を整備して内容の明確化等を図る必要がある。

(3) 役割の明確化

また、当然のことではあるが、正副会長会、常任理事会及び理事会等それぞれについて、会則上もそれぞれの役割を明確化し、会則において定められた役割については責任を負うようにする必要がある。

本件では、防災事業委託費の最初のものは、予算案にもなかった支出であった。にもかかわらず、一切理事会などに諮ることなく支出されている上、事後的にも一切検証されてもいない。

元会長Aによる私物化といってもいいような状況が生じているからチェックができなかったと言いたくなる声もあるかもしれないが、どの機関において支出を承認するのか、また、どの機関において支出を検証するのかについて手続が規定されていれば、判断の過程で多数の人間が関わり、不自然、不合理な事象を発見する契機ともなる上、その経過が記録されることにより、事後的に検証することも可能になる。そして、その結果、私物化に対しても一定の歯止めになり得る。

(4) 会計処理の改善

また、本協議会には会計上の問題点が多数ある。前述のとおり、本協議会の会計は事務局長がひとりで担当しており、他の職員などは、本協議会の会計処理の状況を理解していなかった。また、複式簿記での会計処理を行っていなかった。

特定の担当者のみ委ねるのではなく、正規の簿記の原則に従って、会計担当副会長や事務局全体で、本協議会の実情に応じた責任ある管理体制が必要である。

本件発覚後に複式簿記については既に導入済みのようであり、あとは複数人が内容をチェックするような体制づくりが求められる。例えば、会計担当副会長などが会計帳簿の内容をオンライン上で適宜チェックできるようにするといったことや、正副会長会の際に、同副会長が当月分の会計帳簿の内容をチェックするなどといったことが考えられる。もっとも、形式的に「チェックしたこと」にするのみでは意味がないため、確認すべき点

をそれぞれがチェックリストのようにして確認し、確認した事項等を明確にし、その内容を記録しておくことも考えられる。

確認すべき点等としては、以下のようなことが考えられる。

- ・小口現金と現金出納帳の残高が合うかどうか。
- ・普通預金からの出金について、会計規程に従って行われているか。
- ・これまで振込だったものが、明確な理由もなく現金払いになっているものがないか
- ・現金の出金については、領収書・レシートとの突合せ作業
- ・年2回以上、普通預金の残高証明に基づき、通帳と帳簿の残高確認を行うこと

(5) 会計手続きの遵守

内容面のチェックだけでなく、手続きという観点からも、規則が守られていない状況であった。

特に問題になるのが、本協議会の会計規程第8条（特別事業積立金）である。同条においては、「児童・ワイド補償制度」の決算残高から必要経費を差し引いた金額を特別事業積立金として積み立てるものとしている。そして、特別事業積立金は、総会で承認された本協議会が主催・共催する本協議会の目的を達成するための事業の助成にあてるとされている。

本来はあってはならないことにしても、一般会計の収支差額がマイナスになった場合を想定した記載はないし、総会で承認された本協議会の目的を達成するための事業であれば助成できるにしても、どういった手続きを踏めば助成できるのか不明である。また、3項下に記載された①～④が例示なのか限定列挙なのか不明であるなど、条項自体の構成に多々問題はあ

る。
条項上明確とまでは言えないにしても、本来であれば、余剰金は、特別事業積立金として積み立てられた上で、少なくとも総会において防災事業委託費について承認を得て助成を受けるという手順を踏む必要があったと考えられる。

ところが、必要経費にあたらなくても、決算書上、「児童・ワイド補償制度」の支出の部に計上されることで、特別事業積立金として積み立てられ、同条に基づく制約を全て回避してしまっている（だからこそ、この箇所が使われたわけであるが。）。

(6) 特別事業積立金の取扱いの改善

防災事業委託費に関することに限らず、特別事業積立金については適切に取り扱われていない状況が認められた。

本来は前述のような制約があるにも関わらず、期中において、一般会計の不足資金の穴埋めに充てられていた。他方で、一般会計の収支差額を特別事業積立金として積み立ててもいた。

特別事業積立金の使用について、理事会や総会で使用について審議や承認もされていなかった。

足りなくなったら引き出せばいい便利な貯金のような使われ方であった。

(7) 預貯金口座の管理の改善

特別事業積立金が積み立てられていた預金口座についても問題がある状況が認められた。平成17年3月に開設された口座で、当時、使用されなくなった口座を、従前からの残高があるまま、「丁度いい」という理由から、特別事業積立金に関して使用するようになったものである。口座名義にも特別事業積立金の名称は入っていない。

会則の内容を明確なものにする必要はあるにしろ、特別事業積立金については、言うまでもなく、然るべき専用の口座を設けて、会則に基づく管理を行う必要がある。

また、特別事業積立金に限らないが、不要になった口座はそのままにするのではなく、解約して整理することは、預貯金の管理という観点からは必要である。

(8) 文書管理の改善

本協議会においては、文書の管理という点においても、問題が散見された。防災事業委託費5回の支出のうち、先の2回（令和元年11月28日及

び令和2年10月6日)については、振込受付書の控えなどの書類が残っていない。それに限らず、領収書などの経理上保管が必要な書類についても年ごとに袋などに入れて保管しているということであるが、スペースが限られるということはあるにしろ、適切と言える保管状況ではなかった。

契約書などの重要書類や通帳等は金庫に保管して施錠する、鍵は管理責任者が保管する、通帳と銀行印は別に保管する、継続的取引については契約書を作成して金庫において保管するなどの当たり前と言えれば当たりの対応をする必要がある。

なお、会則27条において、会計帳簿及び証拠書類を含む本協議会に関する資料は5年間保存する旨の記載がある。明らかに税務上求められる保管期間よりも短く、問題がある。基本的には10年間保管すべきである。

(9) 固定資産管理の改善

固定資産の管理という点においては、固定資産台帳を作成することが必要である。取得価格等が不明であっても、まずは現存する消耗品以外のパソコン、机、キャビネット等の全ての備品について、固定資産台帳に登載し、番号管理を行うとともに配置場所の特定をすべきである。

今後は、購入した備品については、購入の都度台帳に記載すべきである。また、使用不能となった備品については、会計担当副会長の決裁を得た上で廃棄処分するのが相当である。

固定資産台帳と固定資産の現物の照合は年1回行うべきである。

なお、事務局で使用する事務機器を購入する場合、会計規程7条において、その金額により必要な決済権者がそれぞれ定められているため違反することのないように注意が必要である。

(10) 税務申告

本協議会の今後を考えるにあたって、非常に重大な影響を与える可能性があるのが、税務申告の問題である。

当委員会による調査対象の期間は、**顧問税理士**により本協議会の税務申告は行われていたが、その申告内容については以下のような問題がある。

ア 保険口座決算において架空の防災事業委託費を費用計上した結果、法人税等の所得金額が圧縮された。

イ 本来、保険の事務手数料収入のみが、収益事業に該当するにもかかわらず、収益事業に該当しない広告収入を収益事業に含めて法人税申告書を作成したことにより、収益事業の費用とならない会報誌発行のための多額の費用が計上され、法人税等の所得金額が圧縮された。

ウ 収益事業の申告にあたり、経費の費用配分において一般会計と保険会計の費用分配が適正に行われておらず、保険会計に過大な費用が計上された結果、法人税等の所得金額が圧縮された。

以上の所得圧縮により、多額の保険事務手数料収入があったにもかかわらず、令和5年3月期（防災事業委託費の返還）以外は一度も法人税を納税していない。

エ 消費税に関しても、初めて消費税の納税義務者となった令和4年3月期において**保険代理店**に対して支出した275万円の防災事業委託費を費用計上した結果、控除対象仕入税額が過大となっているため、令和5年3月期ではなく、令和4年3月期で修正申告が必要である。

従前の税務申告に対して自主的に修正申告書を提出しなければ、重加算税、過少申告加算税及び延滞税を含め追徴課税がされる可能性がある。いずれにしても、本協議会においては相応の納税資金を用意する必要があると考えられる。

(11) 収支の改善

また、本協議会の収支に関しても抜本的な対策が必要である。本協議会の一般会計は、本来は赤字となるところ、本来一般会計上の費用となるも

のを保険口座決算書上の費用に振り替えるほか、特別事業積立金から自由に組入れをすることで赤字を避ける決算になっていた。

今後、特別事業積立金を会計規程に従って運用する場合、そう都合よく出したり入れたりにはできなくなる。赤字が続けば本協議会の運営に支障をきたすことになる。

一般会計として収入を増やすというのは簡単ではないし、別の問題を惹起してしまう可能性もあるため、支出を減らすことを検討することになる。

一般会計の支出を見るに、大きな部分を占めるのは会誌発行の費用である。これまでは当然のこととして印刷をして配布などしていたと思われるが、本協議会の現状を考えれば、紙媒体からインターネット上での配布、掲載等に切り替えて支出を減らすなどの対策が考えられる。

(12) 本協議会の今後の方向性等

本件を踏まえて、本協議会の今後の方向性はいくつか考えられる。

一つは、保険から本協議会が収益を上げることは止め、基本的には従前からの収入源である会員等からの会費及びさいたま市からの補助金のみを予算として考えて運営していくというものである。

この場合、本協議会の収支は非常に厳しくなり、根本的に収支を見直さない限り、何らかの活動を行うという状況ではなくなる可能性が高い。というのも、現在、本来は本協議会計に計上する必要のある経費等について、かなりの部分を保険口座会計に割り付けてしまっている。本来の一般会計の収支は赤字であり、活動どころか、早晚、運転資金が不足して本協議会の運営自体が立ち行かなくなる可能性がある。

抜本的な建て直しが必要となる中で、本協議会の存在理由が問われることにもなる。

もう一つは、これまでどおり、保険から収益を上げて、諸会則も状況に合わせた改正手続きをとり、透明性を確保し、今度こそ健全な形で子どもに還元する事業を行っていくというものである。

年間では一千万円台の金額が動いているのであり、既に述べたように税務申告や納税などの負担は免れず、組織を運営していく責任は重い。また、保険による収益といっても、見方を変え、会員の支払う保険料の一部が還流したものと捉えれば、それが正当化され得るだけの内容のある運営をしていく重い責任がある。

本協議会にとってどういった方向性が望ましいかの判断は理事会等の議論に委ねられるが、どういった方向性で考えるかによって、これまで述べた再発防止策を含めた制度設計が異なってくる。

以上

別紙

資料一覧

- ア 定時総会資料 平成28年度～令和5年度
- イ 登記情報（関係会社及びその所在地等に関するもの）
- ウ 本協議会において管理されている預金口座通帳写し（繰越済みのものを含む）
- エ 会計帳簿 令和元年度～令和3年度
- オ 常任理事会議事録 平成30年度～令和3年度
- カ 理事会議事録 平成30年度～令和3年度
- キ 確定申告書 令和元年度～令和4年度
- ク 振込受付書（防災事業委託費の送金に関するもの）
- ケ 「本資料について 本協議会 定期総会要項 会計報告資料」と題する書面（元副会長）
- コ 辞任届（元会長A）、辞任願（元会長B）
- サ 令和5年11月7日付け元会長Aより当委員会に向けて送付された文書
- シ 回答文書（保険代理店 代表A）
- ス 本協議会とAIG損保との間の契約関係書類
- セ AIG損保「2023年度児童・生徒ワイド補償制度取扱代理店一覧 ご報告」
- ソ AIG損保「共同保険について」
- タ AIG損保「令和6年度「児童・生徒ワイド補償制度」運営保険会社シェア率について（S市P協発第54号）への回答書（再ご依頼分）」
- チ 令和6年1月11日付け回答文書（AIG損保）
- ツ あいおいニッセイ同和損保「令和6年度予定代理店一覧の件」

テ 令和5年2月2日日本協議会正副会長会録音音声及びその反訳

ト その他、当委員会において本調査に関連していると判断して入手した資料

以上